

## 包括的個人情報保護法の制定を求める意見書

最近、個人情報の流出事故が相次ぎ、深刻な社会問題となっている。このような事故の最大の要因は野放し的な個人情報の収集・利用にある。

しかし、1988年に制定された個人情報保護法は、対象範囲が国の保有する情報に限定されているほか、手作業処理に係るデータが対象外となっているなど、極めて不十分な内容である。

高度情報化社会に対応した個人情報保護制度を確立するためには、個人情報保護が徹底していない一部自治体や民間の保有する個人情報についても十分な保護措置を図るとともに、OECD 8原則やEU指令などの国際水準を満たすものでなければならない。

よって、本市議会は、政府に対し、自己情報コントロール権としてのプライバシーの保護の確立、収集制限の徹底、目的外利用の規制強化、第三者機関（プライバシーオンブズマン）の設置、データセキュリティなどを盛り込んだ、民間部門を含めた包括的個人情報保護法の制定を強く求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成12年 9月27日

三鷹市議会議長 久保田 輝 男